

公正証書遺言作成サポート

遺言で何ができるの？

貴方の想いを伝えられます

- ・どのような想いで生きてきたのかを伝えられます

財産の継承先を決めたり、争いを減らしたりすることができます

- ・誰に財産を渡すのかを決められます
- ・家族の「争続」を防ぎます

相続手続きを簡単なものにできます

- ・残された方のために、相続手続きを簡単にできます

このようなご希望はありませんか？

感謝の想いを表現したい

- ・自宅は妻に残したい
- ・介護をしてくれている亡息子の妻に財産を渡したい

財産の譲り先は自分で決めたい

- ・事業を継いでくれた娘に事業用の財産や株を渡したい
- ・前夫との間に子どもがいるが、今の夫との間の子どもになるべく多く相続させたい
- ・親族は兄弟姉妹だけだが、相続させたくない

相続で争いごとにならないで欲しい

- ・相続で子ども達の仲が悪くならないようにしたい

子ども達に相続の負担を掛けたくない

- ・相続手続きで面倒な思いをさせたくない

これらのご希望には遺言書がとても有効です

弁護士 五十嵐康之（法律事務所 穂-みのり-）
東京都新宿新宿1-14-3ラタンビル4階
TEL 03-5312-1025

<https://igarashi-lawoffice.com/>



遺言作成サポートの内容

1~10のステップで、公正証書遺言の作成をお手伝い

- ① 相談者の現状や希望・想い、目的の確認
- ② 生い立ちの確認
- ③ 親族関係の確認・簡易な相続関係図の作成
- ④ 財産調査・財産関連資料の収集
- ⑤ 他の生前対策との比較検討
- ⑥ 遺言内容のアドバイスや提案・検討
- ⑦ 注意点を踏まえ、遺言内容の最終確認
- ⑧ 遺言書に記載するご家族へのメッセージの検討・確認
- ⑨ 公証人・公証役場とのやり取り等、その他の手続き
- ⑩ 公証役場での遺言作成の立会い

サポート料金

公正証書遺言作成料として公証役場に支払う費用、資料収集の費用、交通費などの実費は別途必要です

基本料金（公正証書5ページまで）	55,000円
公正証書1頁増える毎に	+ 22,000円
不動産1件につき	+ 33,000円
その他の資産1件につき	+ 22,000円
公証役場における証人（1人あたり）	+ 11,000円

初回相談の流れ

- ① お客様から財産状況・親族状況等やご希望をヒアリングします
- ② 遺言を含め、お客様に合った対策を提案します
- ③ お見積りを提示します
- ④ 契約を迫ることはございません、ご自宅でご家族と又はご自身でじっくりとご検討のうえ、ご判断ください

本紙をご持参の方は初回相談料90分無料